

財務省令第五十五号

電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（平成二十年政令第二百六十七号）の施行に伴い、電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の提出に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年八月二十九日

財務大臣 伊吹 文明

電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の提出に関する省令の一部を改正する省令

電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の提出に関する省令（平成二十年財務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の提出に関する省令

本則中「電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」を「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令」に改める。

附 則

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。